

新ごみ処理施設整備運営事業者選定支援業務委託に係る公募型プロポーザル
方式実施取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、天草広域連合（以下「広域連合」という。）が発注する、新ごみ処理施設整備運営事業者選定支援業務委託（以下「本事業」という。）において、公募型プロポーザル方式により契約の相手方の候補者を特定しようとする場合の事務取扱について、天草広域連合契約規則（平成11年規則第15号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、「公募型プロポーザル方式」とは、性質又は目的が競争入札に適さないと認められる業務で、当該業務に係る企画、技術等の提案を公募によって募り、提案者の意欲、実績、能力等を総合的に評価し、最も適した者を契約の相手方の候補者（以下「候補者」という。）を特定する方式をいう。

(事前審査)

第3条 広域連合長は、公募型プロポーザル方式により候補者の特定を行おうとするときは、あらかじめ本事業が前条に該当するか否かの判断を天草広域連合工事指名等審査委員会（天草広域連合工事指名等審査委員会設置規則（平成13年規則第36号）第1条の天草広域連合工事指名等審査委員会において承認を得なければならない。

(提案者評価)

第4条 広域連合長は、提案者を評価するときは、評価に必要な事項を定める。

2 評価者は、広域連合の職員をもって充てる。

3 評価者は、次に掲げる事項を審査する。

- (1) 提案内容の審査に関する事項
- (2) 候補者の特定に関する事項
- (3) その他必要と認める事項

4 提案者評価に係る庶務は、本事業を行う環境衛生課が行う。

(参加資格)

第5条 公募型プロポーザル方式参加事業者が満たすべき要件（以下「参加資格」という。）は次に掲げるものとする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者
- (2) 広域連合の競争入札参加資格を有する者で、本事業に対応する業務種別の登録

をしている者

- (3) 前号に該当する者で、天草広域連合競争入札参加者資格審査申請要綱（平成 31 年告示第 2 号）第 3 条第 2 項各号に該当しない者
- (4) プロポーザル参加申出書の提出日から契約締結の日までの期間において、天草広域連合工事等請負・委託契約に係る指名停止等の措置要領（平成 26 年告示第 13—2 号）による指名停止措置を受けていない者
- (5) その他必要と認められる要件

2 本事業において、前項第 2 号に該当する者が極端に少なく、広く提案を求めることが困難な場合は、当該参加資格を適用しないことができる。この場合において、広域連合長は、提案書等の提出期限までに、参加事業者に競争入札参加者資格審査申請と同等の書類の提出を求め、参加資格の有無を審査しなければならない。

（実施の公表）

第 6 条 広域連合長は、公募型プロポーザル方式を実施しようとするときは、実施要領を定め、公告その他の方法により公表するものとする。

2 前項の実施要領の基本的な内容は、おおむね次に掲げるとおりとする。

- (1) 本事業の内容に関すること
- (2) 参加資格に関すること
- (3) 参加手続きに関すること
- (4) 審査基準に関すること
- (5) 提案限度価格その他金額に関すること
- (6) その他広域連合長が必要と認めた事項

（参加の申出）

第 7 条 公募型プロポーザル方式において提案書等の提出を希望する者は、実施要領において指定された事項に基づき、参加を申し出なければならない。

2 広域連合長は、前項により申出のあった場合は、第 5 条に規定する参加資格の有無を確認し、実施要領において定める期日までに、その結果を通知しなければならない。

（参加資格の喪失）

第 8 条 前条第 2 項の規定により参加資格を有することが確認できた者が、次のいずれかに該当することが判明した場合は、公募型プロポーザル方式に参加ができないものとし、既に提案書等を提出している場合は、当該提案書等は無効とする。

- (1) 第 5 条第 1 項の要件を満たさなくなった場合
- (2) 提出した書類に虚偽の記載があった場合

(3) 提案書等の作成にあたり、第三者の著作権等を侵害する内容を記載した場合

2 前項の場合において、広域連合長は当該参加者に対し、入札に参加できない旨又は提出された提案書等を無効にする旨をその理由を付して通知しなければならない。

(候補者の特定)

第9条 広域連合長は、提案者の評価結果の報告を受けたときは、評価結果が最上位の者を候補者として特定するものとする。ただし、第5項に規定する協議が整わず、若しくは当該協議をすることができないときは、当該候補者に代えて、評価の結果が第2順位の者を候補者として特定することができる。

2 広域連合長は、候補者として特定した者（以下「特定者」という。）及び候補者として特定しなかった者（以下「非特定者」という。）に対し、結果通知書により通知するものとする。

3 非特定者は、特定されなかった理由について説明を求めることができるものとし、説明を求める場合は、通知をした日の翌日から起算して5日以内（天草広域連合の休日を定める条例（平成11年条例第2号）第1条に規定される休日を除く。）に広域連合長へ書面にて通知するものとする。

4 参加者は、評価結果及び選定結果に対する異議を申し立てることはできない。

5 広域連合長は、特定者に対し本事業の仕様内容について協議し、その内容を決定する。

(契約の締結)

第10条 広域連合長は、事業仕様内容が決定し本事業発注が整った段階で、特定者と随意契約の方法により契約を締結するものとする。

(実施結果の公表)

第11条 広域連合長は、適当な方法で実施結果を公表しなければならない。

(補則)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は広域連合長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和8年7月24日から施行する。